



くらし  
情報公開・個人情報保護  
制度の運用状況について

令和4年度の情報公開請求および個人情報の開示などの請求件数は次のとおりでした。

- 情報公開請求 3件
- 個人情報開示請求 2件

なお、令和5年4月1日現在における個人情報取扱事務登録件数は、次のとおりとなっております。

- 登録件数 町長250件、議会3件、教育委員会27件、選挙管理委員会4件、公平委員会2件、監査委員2件、農業委員会9件、固定資産評価審査委員会3件、合計300件

問合せ先 総務課総務係 ☎53・2321

くらし  
南そらち9市町  
日帰りさんぽについて

「南そらち9市町 日帰りさんぽ」が令和5年10月に完成しました。

南空知9市町の鉄道やバス、タクシーなどの利用促進を目的としたもので、公共交通機関と「観る」「食べる」「触れる」のテーマに沿った周遊スポットなどのモデルコースを掲載



月形町ホームページ QRコード

パンフレットは、月形町のホームページからダウンロードできます。

- 月形町内 配布場所
- 役場（企画振興課窓口・町民サロン）
- 総合体育館
- ポポット
- 交流センター
- マンマルーナ

したパンフレットです。こちらのパンフレットは、札幌圏および南空知圏域で配布を行っており、月形町・南幌町・長沼町・由仁町・栗山町・夕張市・岩見沢市・三笠市・美瑛市の9市町の公共交通ダイヤや観光名所などが記載されています。これを機に、ぜひ南空知の魅力を探しに公共交通を利用し、おでかけしてみてください。

くらし  
ご存じですか？  
「エシカル消費」

皆さんは、「エシカル消費」という言葉を聞いたことがありますか。

エシカル（倫理的・道徳的）消費とは、より良い社会に向けた、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。

私たち一人ひとりが、社会的な課題に気付き、日々の買物を通して、その課題の解決のために、自分は何ができるのかを考えてみることで、これが、エシカル消費の第一歩です。

例えば、障がいのある方の支援につながる商品を選ぶことや地元産商品の購入、マイバック・マイボトルを活用することもエシカル消費です。

毎日の暮らしの中で、できることから少しずつ「エシカル消費」を取り入れてみませんか。※SDGsの17のゴールのうち、特にゴール12（つくる責任 つかう責任）に関連する取組です。

〈参考〉  
・消費者庁 エシカル消費特設サイト  
<https://www.ethical.caa.go.jp/>



防災対策専門員による**防災講座**

～災害時における食事について～

災害が発生して最も重要になるのが、食べ物の備蓄ではないでしょうか。月形町では非常備蓄品として1人最低3日以上、できれば1週間程度の準備を防災ガイドブックなどで呼び掛けています。

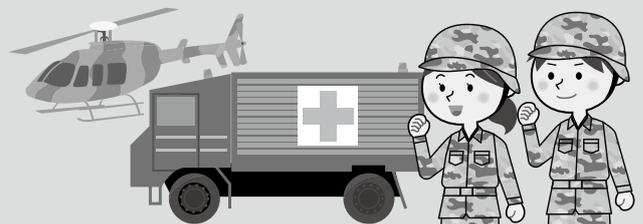
これらはどのような基準で選んでいけばいいのでしょうか。個人で準備する上で大事なのは自分で美味しいと思えるもので、普段から食べ慣れていることです。

災害という特殊な環境下で何日も経過すると、さまざまなストレスにより体調を崩しやすくなります。そのような時に普段食べ慣れないものを摂取すれば体調が悪化する場合があります。そうならないよう日持ちがして食べ慣れており自分の好みに合うものを準備することで、災害時のストレスを少しでも軽減させることができます。

**自衛官募集** ～可能性にチャレンジ～

【問合せ先】自衛隊札幌地方協力本部岩見沢地域事務所 TEL23・5514  
【町の窓口】総務課危機管理係 TEL・IP53・2321

| 募集種目   | 受験資格             | 受付期間      |
|--------|------------------|-----------|
| 自衛官候補生 | 18歳以上<br>33歳未満の方 | 2月13日～22日 |



地域おこし協力隊の石原絢子による

今日からできる!



# 花のある暮らし



こんにちは、月形町地域おこし協力隊員の石原絢子です。こちらのコーナーでは、日常を楽しむお花のお手入れ方法や、長く楽しむコツなどをご紹介します。

第2回目は、紫陽花（あじさい）や芍薬（しゃくやく）の「水揚げ方法」についてです。第1回目では、草花全般に使える基本的な方法「水切り」と「斜め切り」をご紹介します。今回は、花の種類によって異なる、さらなるひと手間。お花は手間をかければかけるほど、長く咲き私達に応えてくれます。代表的な水揚げ方法をご紹介しますので、ぜひ試してみてくださいね。

## 1... 茎から綿をかき出す

紫陽花や芍薬に効果的な方法です。ナイフやカッターで茎を鋭角にそぎ切りした後、茎の中に詰まっている白い綿をかき出します。

## 2... 深水につける

紫陽花や芍薬はたっぷりの水を好みます。花器の8分目9分目くらいまで水を入れて飾ってあげてください。

## 3... 逆さ水、深水

**【逆さ水】** →水道水を流したまま花を逆さに持ち全体をまんべんなく濡らします。

**【深水】** →深めのバケツなどに入れ、水に浸します。

特に紫陽花は花、葉全体を水に浸すとシャキッと水が揚がります。花がクタクタとしているときは、その後新聞などでキュッと巻いて数時間おくとより効果的です。

この方法を上手に繰り返すと2～3週間楽しめます！

ひと手間ふた手間かけて、花のある暮らしを楽しんでください。



▲左から月形建設業協会 小野幸紀副会長  
福居建設株式会社 福居悟代表取締役  
月形事業協同組合 廣野和男理事長

11月7日、月形建設業協会・月形事業協同組合・福居建設株式会社の地域貢献活動に対して、古谷教育長より感謝状が手渡されました。

月形建設業協会は、月形温泉ホテルから総合体育館および月形中学校へのエアコン移設工事、月形事業協同組合は、月形中学校グラウンド側溝掘削作業および法面補修工事、福居建設株式会社は、月形小学校グラウンド整地作業を実施し、町内教育関連施設の環境改善に多大な貢献をされました。

### 感謝状

地域貢献活動に感謝  
月形建設業協会・月形事業協同組合・福居建設株式会社



▲左から月形建設業協会 協会員  
福居建設株式会社 福居悟代表取締役  
月形建設業協会 小野幸紀副会長

11月7日、月形建設業協会の地域貢献活動に対して、上坂町長より感謝状が手渡されました。

月形建設業協会は、つぎが夏まつり開催に伴い臨時駐車場の草刈りを行っていただき、観光振興に多大な貢献をされました。

### 感謝状

地域貢献活動に感謝  
月形建設業協会

## 令和5年度月形町物価高騰に関する生活支援・経済支援一覧【1月までの決定分】

(令和6年2月5日)

| No | 区分 | 対策・支援等                  | 対象者           | 概要   | 開始時期   | 問合せ先           |
|----|----|-------------------------|---------------|--|--------|----------------|
| 1  | 個人 | 令和5年度月形町物価高騰対応重点支援臨時給付金 | 令和5年度住民税非課税世帯 | <p>エネルギー・食料品などの価格高騰による家計への影響が大きい低所得世帯に対し給付金を支給します。</p> <p>■対象世帯 令和5年12月1日現在において、月形町に住民票がある世帯のうち、世帯全員の令和5年度分住民税が非課税である世帯</p> <p>■助成内容 1世帯あたり7万円給付</p> <p>■申請方法 申請方法については随時お知らせします</p> <p>※本給付金は、差押禁止および非課税の対象となります</p>  | 令和6年2月 | 保健福祉課<br>地域福祉係 |
| 2  | 個人 | 物価高騰対策地域振興商品券           | すべての住民の方      | <p>エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響により低迷する個人消費の活性化および町民の生活支援として全町民へ次のとおり地域振興商品券を交付します。</p> <p>■配付要件 令和6年2月1日現在において月形町に住民票がある方</p> <p>■交付額 世帯員全員に1人5,000円(500円×10枚づり)</p> <p>■交付方法 各世帯へ直接郵送</p> <p>■交付時期 令和6年3月中旬予定</p> <p>■有効期限 令和6年6月中旬予定</p> <p>■取扱可能店舗 事業に参加する町内の事業所</p> | 令和6年3月 | 企画振興課<br>商工観光係 |

### 後期高齢者医療制度のお知らせ

### ～高額介護合算療養費について～

#### ■高額介護合算療養費とは

世帯で1年間(8月1日～翌年7月31日)の医療費と介護サービス費の両方の自己負担額を合算して、基準額(世帯の限度額)を超えた場合には、申請により、その超えた額が支給されます。

支給対象となる方には毎年3月から4月頃に申請のお知らせをお送りします。

- 医療費、または介護サービス費の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません
- 基準額を超える額が500円以下の場合、支給の対象となりません
- 新たに後期高齢者医療制度に加入された方、北海道外から転入された方など、申請のお知らせをお送りできない場合があります

#### □令和4年度分計算期間

令和4年8月1日～令和5年7月31日

#### □基準額表

| 負担割合 | 区分       |         | 基準額(世帯の限度額)         |
|------|----------|---------|---------------------|
| 3割   | 現役並み所得者  |         | 【課税所得690万円以上】 212万円 |
|      |          |         | 【課税所得380万円以上】 141万円 |
|      |          |         | 【課税所得145万円以上】 67万円  |
| 2割   | 一定以上所得者  |         | 56万円                |
| 1割   | 住民税非課税世帯 | 一般      |                     |
|      |          | 区分Ⅱ(※1) | 31万円                |
|      |          | 区分Ⅰ(※2) | 19万円                |

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金控除は80万円を適用。給与所得がある場合、その金額から10万円を控除。)、または老齢福祉年金を受給している方

問合せ先

住民課戸籍保険係 ☎ IP 53・2323

## 国民健康保険からのお知らせ

# 第三者行為求償について

交通事故などの第三者行為によるケガの治療に国保（保険証）を使ったときは届出が必要です。

### ◆第三者行為とは？

交通事故（自動車・自転車事故）、他人の犬に噛まれた、購入した食品や飲食店などでの食中毒、けんかなどの暴力行為、スキー・スノーボードなどの衝突・接触事故、工事現場からの落下物などでのケガ、リコール製品によるケガなどです。



### ◆第三者の加害行為に国保を使ったときは必ず届出を！

国保（保険証）を使ったときは必ず住民課戸籍保険係に届出をしてください。（届出者に医療費の負担をお願いするものではありません。）

届出がなかった場合は、加害者が支払うべき医療費を加害者側に請求できず、本来は支払う必要の無い医療費を保険者（国保）が負担することになります。このことが医療費の増加を招き、最終的に皆さまが支払う保険税の増加につながることも考えられますので、必ず届出をお願いします。

### ◆第三者の加害行為による医療費は加害者負担が原則です

国保（保険証）を使って治療を受けたときの医療費は、一時的に保険者（国保）が立て替えていることになります。後日、被害者に代わって保険者（国保）が加害者側に請求します。

届出がないと加害者に請求することができなくなります。

### ◆届出には何が必要なの？

届出には、「第三者行為による傷病届」「事故発生状況報告書」「同意書」などが必要です。詳細は、住民課戸籍保険係にお問い合わせください。

### ◆医療機関に伝えましょう！

医療機関で第三者行為によるケガなどにより、被保険者証を使用して治療を受ける旨をしっかりと伝えましょう。

### ◆警察に届けましょう！

交通事故の時は、ケガの程度が軽くても必ず警察に届け、事故証明書を出してもらいましょう。



### ◆示談をする前にご相談ください！

示談は、あなたと国保に重大な不利益を招くことがあります。必ず住民課戸籍保険係にご相談ください。

賠償の対象となるべき治療の範囲や期間などを決めず、慰謝料や賠償金の内訳がはっきりとしない示談内容である場合、「示談金を受け取った方」に治療費を請求する場合があります。

### ◆負傷・疾病原因の確認をしています

医療機関などからの請求書（診療報酬明細書など）の確認の結果、交通事故などによる負傷や食中毒などによる疾病の可能性がある場合は、世帯主に負傷・疾病原因の確認をしています。

北海道国民健康保険団体連合会から「負傷原因の照会について」が届きましたら、回答にご協力ください。

問合せ先

住民課戸籍保険係 ☎ IP 53・2323